

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための 基本的な指針(平成28年厚生労働省告示第395号)の概要

基本理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・医療的ケア児への包括的な支援体制の構築
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - ・障がい児本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援
 - ・障がい児のライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築
 - ・地域の保育、教育等の支援を受けられることで地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進



相談支援・障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえて支援を提供する体制を構築
- 相談支援体制の構築
 - ・サービス等利用計画は支給決定に先立ち、必ず作成される体制を確保
- 地域支援体制の構築
 - ・児童発達支援センターを地域の中核的な支援施設として位置付け
- 関係機関と連携した支援
 - ・子育て支援施策の保育や学校の教育、保健医療、就労支援等の関係機関との連携体制の確保
- 地域社会への参加・包容の推進
 - ・保育所等訪問支援の活用による障がい児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進
- 特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
 - ・重症心身障がい児への支援体制の充実
 - ・医療的ケア児への支援体制の充実
 - 関係機関の協議の場を設けることによる総合的な支援体制の構築
 - 関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

障がい児支援の提供体制の整備等の目標

児童発達支援センターの設置	2020 年度末までに 1 か所以上
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2020 年度末までに利用できる体制の構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の創設	2020 年度末までに 1 か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	2018 年度末までに設置

計画の作成に関する基本的事項

○障がい者等の参加

- ・障がい者等のニーズの把握と意見の反映に努める

○地域社会の理解の促進

- ・障がい者等をはじめ地域住民等の参加を幅広く求め、啓発・広報活動を積極的に進める

○総合的な取組

○作成委員会等の開催

○サービスの利用実態・ニーズの把握

- ・障がい者等の心身の状況、置かれている環境等を正確に把握しつつニーズを把握するよう努める
- ・サービスの利用実態の把握、アンケートやヒアリング等によるニーズ調査等の実施

○障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備

- ・障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを保護者への調査で把握
- ・希望に沿った子ども・子育て支援等の利用ができるよう、障がい児の受入れの体制整備

●障害児福祉計画への記載事項

	内 容	町田市子ども発達支援計画への反映
1 基本的理念等	法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定める。	第1章・第3章
2 提供体制の確保に係る目標	障害児通所支援及び障害児相談支援について定める。	第4章
3 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量確保のための方策	指定障害福祉サービス等の種類ごとに定める。	第4章
4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	実施する事業の種類ごとに定める。	第4章
5 関係機関との連携に関する事項	医療機関、教育機関その他の関係機関との連携方法等を定める。	第4章
6 計画等の期間	計画期間を定める。	第1章
7 達成状況の点検及び評価	計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める。	第5章